

第 738 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 10 月 29 日 (金) 14 時 00 分～14 時 33 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

(1) 潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 1)

(2) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)

2 報告事項

(1) 令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について (資料 3)

(2) くるまぐろに関する令和 3 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 4-1、4-2)

3 その他

(1) 令和 4 年 1 月の委員会開催日程について

(2) その他

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、
山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 GL、井塚技幹、相澤副技幹、原田主査

議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中、15名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

ただいまから、第738回の委員会を開会します。

本日の議題ですが、「諮問事項」が2件、「報告事項」が2件、「その他」となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

宮川委員、山田委員よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは宮川委員、山田委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

内容的には従来のもので変更なしということですが、よろしいでしょうか。

特段御意見、御質問がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(2)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

これも内容的には従来のもので同じということです。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのように決定いたします。

続いて、報告事項（１）「令和３年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から補足することはありますか。

事）角田代理
議長

【資料３に基づき説明】

今年度の要望事項と、それに対する国からの回答、そしてそれを踏まえた８月に御協議いただいた来年度の要望事項に関して御説明いただきましたが、これにつきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

小菅委員

要望とは少し違いますが、沿岸漁業の秩序維持というのがあるので質問させていただきたいと思います。

密漁対策が新漁業法で強化されたと思いますが、漁業権のない部分の密漁については漁業者が関わることはできません。

例えば特定水産動植物の採捕禁止違反や、神奈川県で規制しているさぎえやいせえびなど、普通の人は獲ってはいけないという部分が共同漁業権の中にはあり、その場合は漁業者が立ち会わないといけないと考えていますが、漁業権のないところで獲った人を海上保安部や警察が捕まえることはできるのでしょうか。

また、「たちばな」も、注意ではなくその人たちを捕まえて新漁業法の下で罰することができるのでしょうか。

水）相澤副技幹

新漁業法においては、特定水産動植物ということで、あわびとなまこが採捕禁止になっています。

それ以外の動植物に関しては、調整規則の体長制限や採捕禁止時期といったところで取り締まることが可能です。

水）原田主査

補足させていただきますと、漁業権のないところでは、漁業関係法令違反という観点で見ると、漁業法自体の違反と、県の調整規則の違反があります。

委員がおっしゃられたように、特定水産動植物であるなまことあわびについては漁業法に関する違反となります。

また、さぎえの大きさ制限や、抱卵いせえびを獲ってはいけないといった制限などについては神奈川県漁業調整規則の違反になりますので、こちら２点の違反については、漁業権内、漁業権外に関わらず、警察、海上保安部、県の漁業取締関係の担当者が直接取締りや指導ができます。

ただ、漁業権内になると、漁業権の侵害の有無という観点がありますので、この場合は組合の責任ある関係者が立会いの上、具体的に侵害にあたる

	かというのを判断していただく場面も出てきます。
	法令違反については共通して取締り機関が対応することとなります。
小菅委員	取り締まれると理解してよいでしょうか。
水) 原田主査	そのとおりです。
小菅委員	ただ、漁業権のないところでは我々は基本的に関われないということですね。
水) 原田主査	基本的には通報していただく形になると思います。
小菅委員	分かりました。
議 長	他に御質問等はありませんでしょうか。
	よろしいでしょうか。
	特段ないようですので、本件は報告事項なので了承することにしたいと思います。
	また、本年度も、東日本ブロック会議が書面開催されるということですので、事務局提案のとおり、各議案に対する当委員会としての表決については、会長と両副会長との協議に一任していただくということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それではそのようにさせていただきます。
	続いて、報告事項(2)「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。
	資料内容等について、水産課から補足することはありますか。
	何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
鵜飼委員	くろまぐろの資源管理ということで全漁調連で要望等も出されていますが、分かれば結構ですが、今月の25日に東部太平洋のくろまぐろの資源管理の中で、漁獲量の増を要望されてきて、15%増になったという情報がありました。
	本県は西部太平洋で、これについても15%の増を要望しているのではないかと思います。その辺の進捗状況や今後の見込みが分かれば教えていただきたいと思います。
	それによって今議論されているような資源管理や数量管理が今後変わってくるのではないかと期待しているところです。
水) 井塚技幹	委員のおっしゃるとおり、新聞報道などで15%増枠という話が出ていますが、これについて我々が得ている情報としては、特に30kg以上の大型魚について枠を増やしてほしいという交渉が今進んでいるとのこと。

15%がどうなるかについては、現時点では水産庁に聞いても決まったか決まっていないかは言ってもらえませんが、今の情報では、年末辺りには決定される可能性があるのではないかと聞いています。

ただし、大型魚については増枠の交渉が行われていますが、30kg未満の小型魚については、資源管理、資源保護という観点から、今のところ増枠の見込みはないのではないかと聞いています。

鵜飼委員
議長

分かりました。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それでは、了承することといたします。

最後に委員の皆様から、議題に関わらず御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会ということにしたいと思います。

なお次回は11月29日月曜日14時からの開催予定となっております。

それではこれで閉会といたします。

ありがとうございました。

以上